

役員選任および任期中の退任に係る関係規定まとめ

(1) 役員等の選任

(役員等の選任)

定款 第 18 条 役員等の選任は次の各号に基づいて行い、その他必要な事項については理事会の議決により別に定める。

- (1)理事は、理事会が正会員のうちから候補者を総会に付議し、総会において選任する。
- (2)監事は、理事会が会員または本会の目的に賛同する有識者の中から候補者を総会に付議し、総会において選任する。
- (6)評議員は、地域会が選任する地域会世話役代表、連絡協議会が選任する協議会議長、理事会の議決により選任された学識経験者とする。

(理事会の権能)

定款 第 39 条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 評議会に諮問し、総会に付議すべき事項。
- (11) 本会の目的に賛同する学識経験者のうちから評議員の選任。

(2) 役員解任、除名

定款 (役員解任)

第 24 条 理事もしくは監事または評議員は、次の各号の一に該当する場合は理事会の勧告により任期中であっても退任する。

- (2)職務上の義務違反その他、理事および監事ならびに評議員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

定款(役員等の解任)

第 25 条 本会は、理事もしくは監事または評議員が前条の規定に該当しながら自ら退任しないときは、理事会が提案し総会の議決により解任することができる。
前項においては、その理事もしくは監事または評議員に対して、事前に弁明および聴聞の機会を与えなければならない。

定款(理事会の権能)

第 39 条 理事会は次の事項を議決する。

- (12) 役員等への退任勧告に関わる事項。

定款(役員等の守秘義務)

第26条 理事および監事ならびに評議員は、促進法上公開を義務付けられていることを除き、職務上知り得た本会または会員に関しての情報については、これを他に洩らしまはたは窃用してはならない。その職を離れた後も同様とする。

守秘義務違反は、定款 24 条の「ふさわしくない行為」に該当する。

【会員名簿に関する規則】

第 2 条 2. 本会の理事会は、前項に記した迷惑事実が判明したときは、行為を行った者に損害賠償を請求することができる。(＊会員名簿の複製、配布による迷惑)